

## ご宴会催事規約

ウォーターマークホテル長崎・ハウステンボスでは、ご宴会または催事等（以下「宴会等」と称します）のご利用に関して、以下の通り定めておりますので、あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。但し、個別の契約において、当ホテルとの間で別途取り決めを行う際は、その取り決め条件に従うこととします。

### 1 ご予約金

宴会等をご契約いただいた場合、ホテルが指定する期日までにご予約金をお支払いいただけます。ご予約金の金額はお見積り総額および宴会等の内容に基づいてホテルより提示させていただきます。指定期日までにご予約金のお支払いがない場合は、ご契約は解約されたものとみなします。

### 2 お支払い

ご精算は、お見積り総額から既にお支払いいただいたご予約金を差し引いた金額を現金もしくはお振込みにて宴会等開催当日までにお支払いいただけます。

### 3 ご宴会時間と追加料金

宴会場等のご使用開始から終了までのご契約時間（以下、宴会時間と称します）は、所定の室料金をお支払いいただけますが、この宴会時間を超過した場合は追加室料をご請求いたします。但し、他のご予約との関連で使用時間の超過に応じられない場合がございます。

### 4 有料人数の最終確認

料理等を用意する人数（以下、有料人数と称します）は、宴会等開催日の3日前の正午までにホテル担当係員までご連絡ください。それ以降は全ての手配が完了しているため、人数が減少した場合でも有料人数分の料金を請求させていただきます。

### 5 取消料

既にご契約いただきました宴会等の取消し及び期日変更の場合は、下記の取消料または変更料（以下、「取消料等」という）を申し受けます。尚、お支払い頂きましたご予約金につきましては、取消料等に充当させていただきます。また、ご契約後に発生いたしました実費諸費用は全額請求させていただきます。

- |                         |                 |
|-------------------------|-----------------|
| (1) 宴会等開催日の91日以前        | 取消料等 お見積り総額の20% |
| (2) 宴会等開催日の90日前から31日前まで | 取消料等 お見積り総額の30% |
| (3) 宴会等開催日の30日前から15日前まで | 取消料等 お見積り総額の50% |
| (4) 宴会等開催日の14日前から2日前まで  | 取消料等 お見積り総額の80% |
| (5) 宴会等開催日の前日および当日      | 取消料等 お見積り総額の全額  |

※実費諸費用とは、当ホテル又は宴会の企画や準備に携わった外部委託会社が負担した一切の費用を指します。

### 6 装飾・余興等の手配

宴会等に関する装飾・音響・照明・余興等につきましては、ホテルより指定の外部委託会社に手配させていただきます。お客様が上記以外での手配をご希望される場合は、宴会等を円滑に運営するため、事前にホテルにご連絡いただき、事前の了解をお取りいただいた上でご手配ください。又、ホテルの了解のもとにお客様がご依頼された外部委託会社が行う宴会等に関する装飾・余興等の機器及び材料の搬入・搬出・設置場所・設営時間等の設定につきましては、当ホテルの施設を保全し、他のお客様のご利用との調整を図るため、当ホテルの指示に従っていただきます。

### 7 損害賠償

お客様（お客様側の全ての関係者を含みます）及びお客様が直接ご依頼された外部委託の方々には、ホテルの施設・計器備品等を破損したり損傷したりしないよう充分にご注意ください。もし、施設・計器備品等に損傷等損害が発生した場合はホテルよりご指示申しあげますので、それに合わせて速やかに修理を行うか、またはその損害賠償をご負担くださいますようお願いいたします。

### 8 禁止事項

次に掲げる各項目につきましては禁止事項となっておりますのでご遠慮くださいますようお願いいたします。

- (1) 犬（補助犬を除く）・猫・小鳥・その他の愛玩動物・家畜等の持ち込み
- (2) 発火または引火性の物品の持ち込み
- (3) 賭博等の風紀を乱す行為、又はお客様の迷惑になるような言動、行為
- (4) 悪臭を発生するもの持ち込み
- (5) 備付品の移動
- (6) ご予約使用目的以外の利用
- (7) その他法令で禁じられている行為

### 9 宴会利用契約締結の拒否・解約

当ホテルでは宴会等をお申込みの方、又はご出席される方に次の事情がある場合には宴会等の申込みをお断りするが、既にご契約頂いている場合でも解約させていただくことがありますので予めご了承ください。尚、契約を解約させて頂く場合で、その理由が（1）ないし（8）に基づく場合は、取消料規定により取消料を申し受けます。

- (1) 当ホテルが定める禁止事項のいずれか一つでも該当するおそれがある場合や禁止事項に該当することが確認された場合
- (2) 暴力団、暴力団員、暴力団関連企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」と言う）が含まれている場合
- (3) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の構成員が含まれている場合
- (4) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者が含まれている場合
- (5) 当ホテルの他の利用者に対して著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
- (6) 当ホテルもしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行った場合、または合理的範囲を逸脱した負担を要求した場合
- (7) 法令または公序良俗に反する行為をされるおそれがあると判断した場合
- (8) この「ご宴会催事規約」に違反された場合
- (9) 天災その他の不可抗力により、当ホテルが契約上の義務を履行できない、又は履行期限を遵守できない場合

### 10 天災等によるご宴会中止時の対応について

天災その他不可抗力によって当日の宴会等の開催が不可能になった場合、ホテルは可能な限りご希望に合わせて代替日に宴会等を開催いたします。その際は上記に記載の取消料は申し受けませんが、期日の延期によって生じる実費諸費用はご負担いただきます。また、代替日での開催を希望されない場合や不可抗力の事由がお客様側に存在することによって当日の開催が不可能な場合は、取消料規定に沿って取消料等を申し受けます。